

要望事項 (優先順位 1)

国道367号線沿い東側(八瀬登山口～大原美濃瀬橋間)の樹木伐採と拡幅工事

要旨

国道367号沿いでは、過去に一部枝打ちをしていただきましたが、樹木伐採が必要な箇所がまだありますので、土地所有者との話し合いを行っていただき、道路からはみ出る樹木による、大型観光バスの屋根や側面との接触障害を解消するとともに、道路自体の拡幅工事をおこなっていただくよう要望します。

また、昨年9月の台風21号による倒木処理もできていないため、併せて実施を求めます。

**回答
(建設局)**

道路沿いの民有地から道路にはみ出た樹木の枝の伐採は、当該樹木(又は土地)の所有者が行うことが原則です。今後も地元の皆様の御協力をいただきながら、適切な樹木の管理をお願いしてまいります。

なお、道路上にはみ出た枝等のうち、大型観光バス等に接触し事故を誘発する恐れがあるもので、緊急性が高いと判断したものは、順次、左京土木事務所で枝打ち等を実施してまいります。

また、昨年9月の台風21号による倒木については、交通に支障のないものが一部残っておりますが、土木事務所では、警報発令時に24時間体制で災害に備えております。さらに今年度からは、大雨時にこれまでよりも早い段階で、市民生活への影響が大きい山間部道路の重点的な道路パトロールを実施するなど、被害を未然に防ぐ取組を強化しています。

今後とも、道路が安全に通行できるよう、取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

本市では、非常に厳しい財政状況の中、市民の皆様の安心・安全の確保や京都のまちの持続的な成長を支えるため、29年度から令和2年度の間における事業実施路線やその選定に係る考え方を「今後の道路整備事業の進め方」として定め、通学路等における安全な歩行空間の確保や緊急輸送道路通行機能の確保などに取り組んでいるところです。

しかしその一方で、市内の多くの路線で事業の一時休止を行っている状況にあり、御要望の国道367号の拡幅につきましては、早期の事業着手は困難な状況にありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

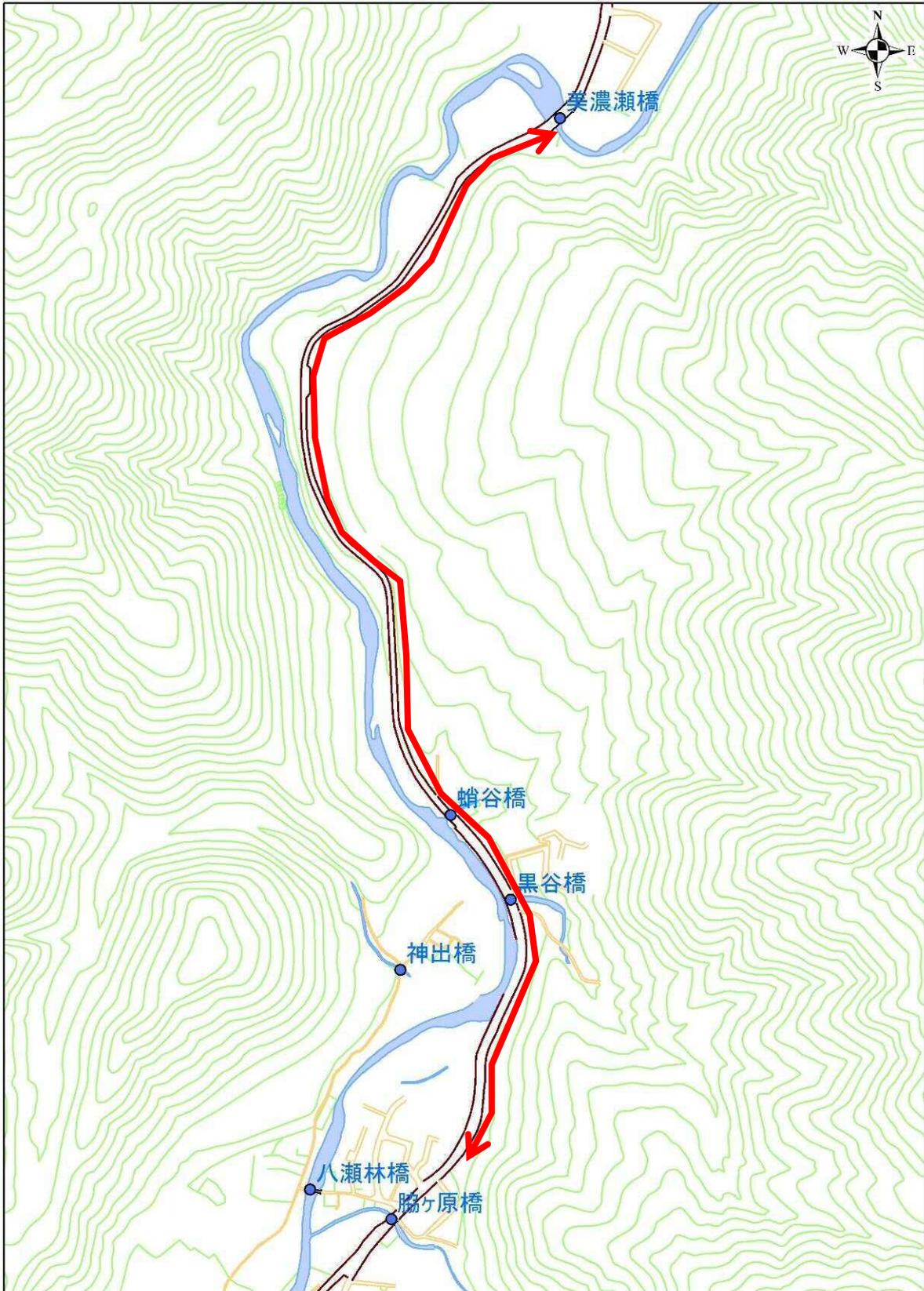
(産業観光局)

道路に影響を及ぼしかねない倒木を行政が強制的に伐採することについては、その権限を有しない産業観光局では難しい状況です。

倒木処理につきましては、森林所有者向けの支援制度を創設するとともに、所有者に制度の活用を強く働きかけることにより、早期の復旧を促進しています。所有者の調査や処理事業の実施に当たっては、地域の皆様方の協力も不可欠ですので、御協力

をお願いいたします。

地図



特記事項:

1:5,500